

《鳴門市農業委員会 3月総会 議事録》

開催日時 令和4年3月29日(火) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員

1番	石園 順市	2番	稲木 伸顕	3番	井上 富夫
4番	大西 善郎	5番	小川 佳	6番	里見 廣治
7番	高田 吉敏	8番	竹村 昇	9番	谷口 清美
10番	中井 弘	11番	濱堀 秀規	12番	林 恭子
13番	林 博子	14番	平瀬 惣一	15番	小林 幸男
16番	藤江 厚子	17番	藤本 詳治	18番	増金 義文
19番	松浦 秀樹	20番	向 栄治		

欠席委員

議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)	
	所有権移転	3件
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について	1件
議案第5号	買受適格証明について	1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	5件
②農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	1件
③農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法)	6件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和4年3月の農業委員会を開会いたします。  
本日につきましては、新たな農業委員さんとして小林委員が来られていますので、よろしくお願します。

小林委員 ただいまご紹介にあずかりました、この度新たに農業委員になりました小林幸男と申します。よろしくお願します。

私は大麻町東馬詰で梨農家をしています。定年退職後、親から引き継いでやっておりますのでまだ経験的には浅いです。農業委員をやってくれということで事務局の方から農業委員の仕事や流れの説明を受けましたが、実際のところまだよくわかっておりません。白紙の状態です。ひとつずつ勉強して皆様のご指導を受けまして、地域の農業それから鳴門市の農業に尽力してまいりたいと思っていますので、初心者マークがついていますがよろしくお願いたします。

事務局長 ありがとうございます。4月の人事異動につきましては、先般内示がありまして、農業委員会の事務局については、体制は現行のままで行きたいと思っておりますが、農林水産課全体といたしましては12名の内5名が転出して、6名が転入するという事になっております。4割程度変わるというような状況となっております。

農業委員会の事務局につきましては正規職員ではございませんが臨時を1名といたしまして、現在1名産休をとっておりますので、体制強化という形の中で来年一年間頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。

委員定数20名の内、出席委員20名、欠席委員0名であり、過半数に達しております。よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。

それでは進行は、谷口会長よりお願いたします。

谷口会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任します。

議事録署名人は、11番 濱堀委員、12番 林 恭子委員にお願いたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 < 1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について >  
所有権移転 3件

谷口会長 ただいまの説明について、質問・ご意見等あればお願いします。  
質問・ご意見等はないようですので、採決いたします。  
議案第1号について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか？

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、議案第1号については原案どおり承認といたします。  
次に、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 < 2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件 >  
・申請番号1～5について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見をお願いします。  
申請番号1番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

平瀬委員 14番。譲受人は現在、大津町で梨を栽培している農家です。  
申請地には梨が栽培されており、取得後も継続して栽培を行う計画となっております。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 続いて事務局より補足説明があるとのことですので事務局おねがいします。

事務局係長 申請番号1について、事務局より補足いたします。  
申請地のうち●●●及び▲▲▲につきましては、平成17年に境界確定のための測量が行われた後、平成17年9月28日付で農地法第3条の許可を受けております。  
本来ならこのとき、譲渡人から“譲受人の父”へ贈与されるはずでしたが、この度“譲受人の父”の相続手続きを進めていたところ、所有権移転登記が行われていなかったことが半明したため、今回の申請となりました。  
■■■につきましては、改めて土地の確認を行った結果、譲受人へ贈与することとなったため、併せて申請するものです。

谷口会長 申請番号1番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか？

委員一同 <異議なし>

谷口会長

申請番号1番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号2番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

高田委員

7番。申請地は、いわし山の南に位置する農地です。  
譲受人は、母と共に甘藷を栽培しながら、実家の事業である砂の販売の手伝いをしています。  
申請地は、現在休耕地となっていますが、抜根及び除草等を行い適切に耕作することになるので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号2番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか？

委員一同

<異議なし>

谷口会長

無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号3番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

中井委員

10番。申請地は、鳴門・大塚スポーツパークの南東に位置する農地です。借人は貸人の孫にあたります。  
先ほど高田委員さんからも説明がありましたが、借人は、母と共に甘藷を栽培しながら、実家の事業である砂の販売の手伝いをしています。  
申請地には甘藷が栽培されており、取得後も継続して栽培を行う計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号3番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか？

委員一同

<異議なし>

谷口会長

無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号4番及び5番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

竹村委員

8番。今回の申請は、●●さんと▲▲さんが互いの農地を交換するものです。  
申請地は、○○○番が休耕地・△△△番は水稻が栽培されています。交換後はお互いに水稻を作付する計画であることから、周辺農地への影響もなく、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 　　ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号4番及び5番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか？

委員一同 　　<異議なし>

谷口会長 　　無いようでございますので申請番号4番及び5番については原案どおり許可といたします。  
以上で議案第2号については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。  
なお、この案件については、次の議案第4号にも関係したものとなるため、一括して説明をお願いします。

事務局係長 　　<3. 農地法第5条の規定による許可申請について 1件>  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 　　次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。  
申請番号1番について、地元委員さんからご意見お願いいたします。

井上委員 　　3番。この申請は、2月定例会で許可した案件に、隣接する農地を追加するものです。  
詳しい経緯は、あとで事務局より説明があります。  
申請地は、極楽寺の南に位置する農地です。  
貸人は県外在住で、身内に耕作者も居ないため、申請地の管理に困っており、太陽光発電設備の設置場所を探していた借人との間で賃貸借の話がまとまったため、2月に農地転用を申請し、許可を受けていました。  
事業計画では、2月に許可した農地と一体的に、盛り土は行わず転圧のみ行い、周囲にフェンスを新設することで被害防除を図ります。  
排水については雨水のみであり、地下浸透とする計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 　　ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 　　本件は、2月定例会で許可した案件に、隣接する農地を追加する申請です。  
申請地は、極楽寺から南へ約660mに位置しており、周囲を県道鳴門池田線や宅地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

貸人は県外在住で、身内に耕作者も居ないため、申請地の管理に困っており、太陽光発電設備の設置場所を探していた借人との間で賃貸借の話がまとまったため、2月に農地転用を申請し、許可を受けていました。

今回の申請地は、2月に許可した●●●と公図上は隣接していますが、現況は▲▲▲と一体化した一枚の田に見えます。このため申請人らは 今回の申請地（■■■■）の存在に気付いておらず、事務局からの指摘を受けて2月許可申請の段階では「■■■■は避けて施工する」と説明していましたが、その後の検討でフェンスや引き込み線等を配置するためには申請地（■■■■）も転用せざるをえないとの結論に至ったとのことで、今回の申請となりました。

事業計画は2月に許可した内容と同じであり、ソーラーパネルを224枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和2年2月に別の事業者が10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けた後、借人への事業譲渡に係る変更認定は令和4年2月に下りています。四国電力株式会社との系統連系契約は、令和元年12月に成立しております。

事業計画では、2月に許可した農地と一体的に、盛り土せず転圧のみ行い、周囲にフェンスを新設することで被害防除を図ります。

排水については雨水のみであり、地下浸透とする計画です。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番については原案通り承認といたします。

以上で、『議案第3号』については、全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』事業計画変更についての審議に入ります。

事務局からの説明、及び地元委員さんからのご意見については、先ほどの議案第3号の際にいただいておりますので、早速ではございますが、議案第4号について採決いたします。

申請番号1番について、お諮りいたします。承認することにご異議ございませんか？

委員一同

<異議なし>

谷口会長

無いようでございますので、申請番号1番については原案通り承認といたします。

以上で議案第4号については全てご審議いただきました。

次に、『議案第5号』買受適格証明についての審議に入ります。

まず、事務局より説明を求めます。

事務局係長 <5. 買受適格証明について 1件>  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。  
申請番号1番について、地元委員さんからご意見お願いいたします。

林博子委員 13番。申請人は撫養町、里浦町及び大津町で377aの農地を所有しており、甘藷を栽培する農家です。  
今回の申請は、耕作を目的として不動産公売に参加するための申請です。  
申請地については、現在は休耕地になっておりますが、取得後は整備を行って甘藷を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか？

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり許可といたします。  
以上で議案第5号については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第6号』報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <6. 報告事項 13件>  
①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 5件  
②農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 1件  
③農地法18条第6項の規定による通知について（農業経営基盤強化促進法） 6件  
④農地法18条第6項の規定による通知について（残存小作地の合意解約） 1件

谷口会長 ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。  
無いようでございますので、『議案第6号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。  
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。  
その他、何かございますか。事務局、何かありますか。  
それでは、これをもちまして令和4年3月の総会を終了いたします。  
ありがとうございました。

閉会 14時36分

令和4年3月29日

会 長 谷 口 清 美

議事録署名者 濱 堀 秀 規

議事録署名者 林 恭 子